

の ぞ み 園 運 営 の 条 件

項目等	内容等
管理者（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	①障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援をいう。以下同じ）または障害児入所支援を提供する事業所において、通算５年以上の実務経験があり、障害児通所支援に関する知識や技術を習得している者を配置すること。 ②管理者又は管理者に準じた経験（事務長や施設長など、組織におけるリーダー及びマネジメントの経験）を有している者が望ましい。 ③配置人数は１名とし、常勤であること。
児童発達支援管理責任者	①障害児通所支援または障害児入所支援を提供する事業所において、通算３年以上の実務経験がある者を配置すること。 ②配置する職員は、次の研修を修了した者であること。 ・サービス管理責任者等基礎研修 ・サービス管理責任者等実践研修 ③配置人数は１名とし、常勤であること。 ④管理者（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）とのみ兼務して差し支えない。
児童指導員または保育士（リーダー及びサブリーダー）	①障害児通所支援または障害児入所支援を提供する事業所等において、通算３年以上の実務経験がある者を、リーダー及びサブリーダーとして配置すること。 ②配置人数は各１名とし、専任かつ常勤であること。
児童指導員または保育士	①障害児通所支援または障害児入所支援を提供する事業所等において、通算１年以上の実務経験がある者を配置すること。 ②配置人数は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）に規定する従業者の員数（※）以上の数とし、専任かつ常勤であること。

		※定員 20 名のため、リーダー及びサブリーダーを除き 2 名。 ③②の員数を超える数を配置する場合、当該超える数の職員については、実務経験の有無を問わない。
	機能訓練担当職員 (心理師)	①臨床心理士または公認心理師の資格を有する職員を配置すること。 ②心理に関する支援を要する児童の状況に応じて、心理状態の観察や分析、保護者への助言、指導等を行う。 ③配置人数は 1 名とし、専任かつ常勤であること。
	機能訓練担当職員 (理学療法士)	①理学療法士の資格を有する職員を配置すること。 ②身体機能に障がい等のある児童の状況に応じて、運動やマッサージ等の理学療法を行う。 ③配置人数は 1 名とし、専任かつ常勤であること。
	機能訓練担当職員 (言語聴覚士)	①言語聴覚士の資格を有する職員を配置すること。 ②音声機能や言語機能に障がい等のある児童の状況に応じて、月に 2 回程度、言語訓練や指導等を行う。 ③配置人数は 1 名とし、他の事業所等との兼務を妨げないが、園で業務に従事する時間においては専任であること。
	管理者 (障害児相談支援)	①配置人数は 1 名とし、常勤であること。
	相談支援専門員	①配置人数は 1 名以上とし、常勤であること。 ②管理者（障害児相談支援）とのみ兼務して差し支えない。
事業所の概要	開園時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで
	休業日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

		(4) 上記のほか市長が特に必要と認めた日
	利用定員	1 日あたり 20 名
	受入年齢	①児童発達支援：6 歳までの未就学児 ②放課後等デイサービス：6 歳から 12 歳までの就学児 ※理学療法士の機能訓練については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで
サ ー ビ ス 内 容 等	個別療育	児童の心身の状況に応じて、日常生活における基本的動作の指導等を保護者と一緒に行う。
	集団療育	集団生活に適応する力を養う。
	機能訓練	児童の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う児童のうち、集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合、保育所等に訪問して児童や訪問先施設の職員に対する支援を行う。
	行事	お誕生会やバス遠足等、現行の取組を継続して実施するほか、児童の発達に応じて、特色ある療育事業等、内容の充実に取り組むこと。
	その他	①児童の保護者に対して、医療・福祉・教育・生活等の相談や家庭内等での療育方法の指導を行う。 ②中核子ども発達支援センターとして、発達支援が必要な児童、その保護者又は関係機関からの相談等の総合的援助を行う。
利用料		利用日数に応じて積算された額のうち、1 割を上限とする額。 ※市が保護者に通知して徴収する。
上記以外		保護者に上記以外の費用負担を求める場合は、市と事前協議した上で、受託事業者と保護者で十分協議し、保護者の了解のもとに決定すること。
給食		給食は行わない。
苦情等の対応		保護者や近隣住民等からの苦情やトラブル等については、その解決に向けて誠実・迅速に対処すること。 受託事業者での解決が困難な内容等の場合は、速やかに市に協議すること。